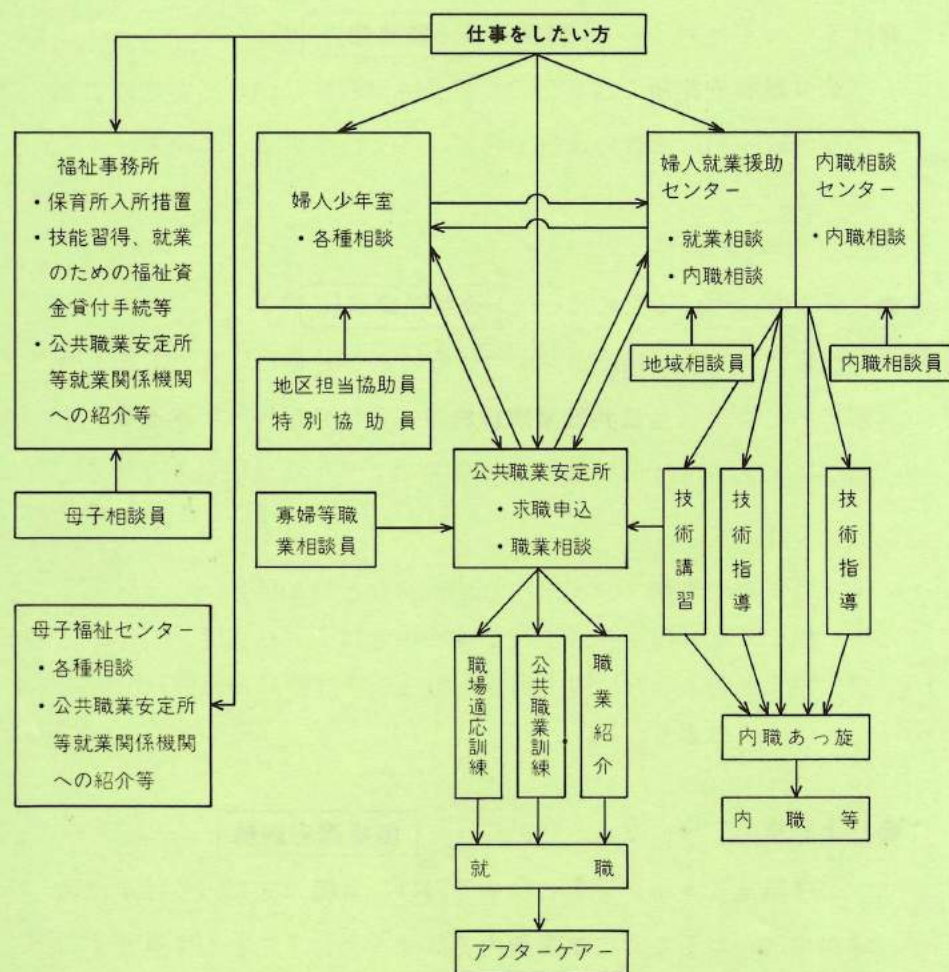


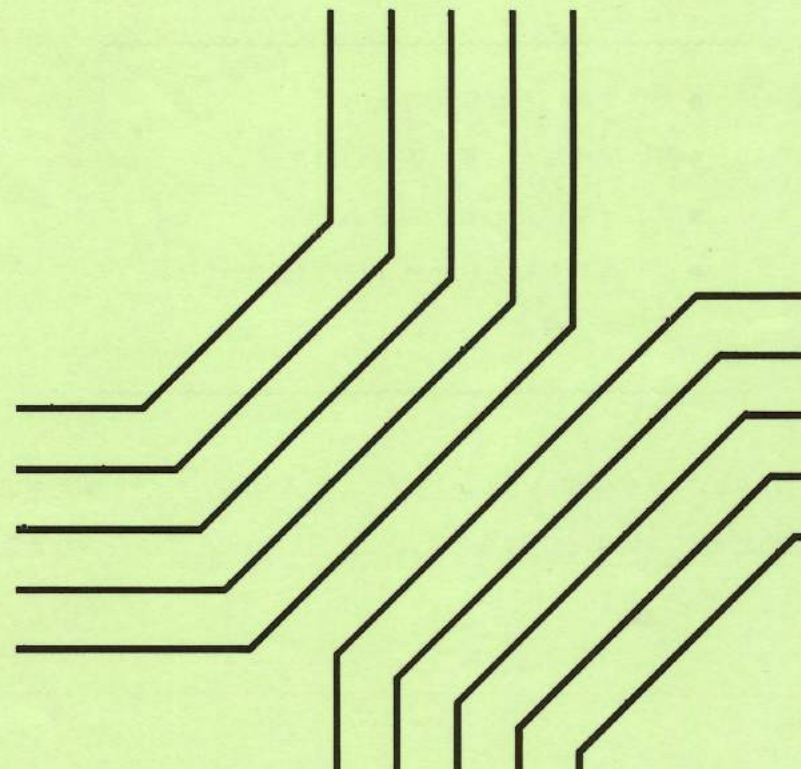
◆仕事をしたい方は積極的に各種の相談機関を活用しましょう。

各相談の窓口は連携を取りながらご相談に応じています。



◆仕事をしたい 寡婦の皆さんへ

◆事業主の皆さんへ



仕事をしたい方の利用できる窓口や制度

公共職業安定所

●仕事につくために・・・ 職業相談・職業紹介

公共職業安定所では専門の相談員等が就職についてのきめこまかな相談・指導を行い適性や希望にあった事業所への職業紹介に努めています。

●技能を身につけるために・・・ 公共職業訓練

仕事につく前に技能を身につけることが必要と公共職業安定所が認めた場合には**公共職業訓練施設**（各種学校等へ訓練を委託する場合もあります）で専門の指導員のもとで職業訓練を受けることができます。

種 目：経理事務 タイプ デザインなど約70種目

期 間：6ヵ月～1年（委託訓練の場合は3ヵ月程度）

費 用：無料 なお期間中訓練手当（平均月額74,933円）が支給されます。

●仕事や職場環境になれるために・・・ 職場適応訓練

公共職業安定所が必要と認める方は、就職に先だって仕事や職場環境になれるために**事業所内**で訓練を受けることができます。

期 間：6ヵ月

費 用：無料 なお期間中訓練手当（平均月額74,933円）が支給されます。

婦人就業援助センター

●就業等についての相談のために・・・ 就業相談

婦人就業援助センターでは就業上の相談の他、幅広い就業・生活相談に応じています。

家庭外で働くことが困難な方には、このセンターの他、内職相談センターで内職就業に関する相談をうけ、内職のあつ旋をしています。

●短期間で技能を身につけるために・・・ 技術講習

婦人就業援助センターで、就業に必要な技術や知識を身につけることができます。

種 目：和裁 縫製 編物 タイプ 経理事務など

期 間：2週間～3週間

講習料：無料 なお期間中交通費（実費1往復1,000円まで）と

受講諸費（1日470円）が支給されます。

内職相談センターでも、内職に必要な技術指導をしています。

病気、不慮の事故、離別等により夫を失い、未成年の子供等をか
かえ、一家の生計の担い手として仕事につくことを希望している婦
人のなかには次のような方がいます。

- 今まで働いた経験のない方
- 長い間仕事から離れ家庭にいた方
- 別の仕事に変わる必要のある方
- より有利な安定した仕事につくために技能
資格等を身につけたいという方など

これらの方々が仕事につく上で、また受入れていただく事業主の
方々のために、労働省では次のような窓口や制度を設けておりま
すのでご利用ください。

寡婦を雇用する事業主の方の利用できる窓口や制度

公共職業安定所

公共職業安定所では、寡婦の求人の申込みや就職後の指導につ
いて相談に応じています。寡婦を雇用する場合、次の制度があり
ますのでご利用ください。

寡婦等雇用奨励金

公共職業安定所の紹介により、寡婦を常用労働者として雇用す
る事業主に支給されます。

月 額：13,000円（雇用者1人につき）

期 間：1年

職場適応訓練

寡婦が職場や仕事になれるために事業主に訓練を委託していま
す。訓練終了後は引き続き雇用することになっています。

期 間：6ヵ月

委託料：月額12,000円（雇用者1人につき）

◆婦人少年室に相談を

都道府県庁所在地にある婦人少年室や最寄の地区担当の婦人少年
室協助手員も各種相談に応じていますので下記にお問い合わせ下さい。

熊本市二ノ丸一番二号(合同庁舎内)

熊本婦人少年室

電話(52)三八六五